

沿岸広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年6月5日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡綾里三陸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町越喜来字肥の田30番2地先から字所通21番5地先まで	新	C 37.1~10.6 m	m 419.5
大船渡市三陸町越喜来字肥の田30番2地先から字所通20番12地先まで	旧	A 9.6~5.8	255.4
大船渡市三陸町越喜来字所通21番18地先から21番5地先まで		B 18.8~9.8	94.8
大船渡市三陸町越喜来字肥の田30番2地先から字所通21番5地先まで		C 37.1~10.6	419.5
大船渡市三陸町越喜来字沖田54番3地先内		D 7.5~7.5	39.6
大船渡市三陸町越喜来字沖田52番15地先から52番1地先まで		E 36.5~14.3	76.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 令和2年6月5日から同年7月6日まで